警告: 投票処理の妨害は禁止 されています!

違反すると罰金および/または懲役刑を受けます。

禁止される活動:

- 選挙における不正行為を実行または実行を試みては*なりません。*
- 投票者または投票しない人を説得する、または説得を試みようとする、いかなる行為または強引な 行為、いかなる形式の補償または賄賂も提供してはなりません。
- 不法に投票してはなりません。
- 投票する資格がないときは投票、または他人の投票を支援してはなりません。
- 選挙運動、投票場所に出入りする投票者を撮影または録画、または入室、退出、駐車を妨害しては なりません。
- 投票する権利に挑戦または投票者の投票を妨害する行為、投票処理を遅延させる行為、投票する資格がない、または投票の登録がされていないなどと不正にアドバイスする行為をしては*なりません。*
- 投票者がどんな投票をしたか確かめようとしてはなりません。
- 一部の例外を除き、投票場所のすぐ近くで銃器を所有または誰かが所有するよう手配しては*なりません。*
- 一部の例外を除き、投票場所のすぐ近くで保安官、守衛、または警備員の制服を着用して現れたり、 誰かが着用して現れるよう手配してはなりません。
- 投票システムのいかなる構成要素も改ざんまたは妨害しては*なりません。*
- 選挙の結果を偽造、捏造、改ざんしてはなりません。
- 選挙の結果を修正しては*なりません*。
- いかなる投票リスト、公式投票用紙、または投票コンテナを偽造、破壊、または変造しては*なりません。*
- 公式収集箱であると投票者が信じるように惑わす可能性がある、いかなる非公式の投票収集コンテナも展示しては*なりません。*
- 投票結果のコピーを偽造、またはそれを使用して妨害してはなりません。
- 候補者に投票または反対するように非識字者または老齢者を強制または惑わしたり、その意図に 反した記録をしてはなりません。
- 選挙担当職員でない場合、担当者であるように振舞ってはなりません。

雇用主は仕事を得るために郵便投票するよう従業員に要求または依頼したり、職場で投票するよう従業員に依頼することはできません。給料または賃金の支払い時、雇用者は従業員の政治的見解または行為に影響を与えようとする資料を同封することはできません。

選挙区のメンバーは、投票者の投票内容を判断しようとしたり、それに関する情報が発見される場合に、その投票内容を公開することはできません。

上述の選挙運動妨害に関連した活動の禁止については、カリフォルニア州選挙条例の分類18、第6章に明記されています。